七　国際的な金融秩序の混乱により、短期社債（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一項に規定する短期社債をいう。以下同じ。）の発行による資金調達に困難を来している信用力のある中堅企業等

八　国際的な金融秩序の混乱により、一時的に業況又は資金繰りの悪化を来している金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十四条第一項第一号に掲げる有価証券の発行者である、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第十二項に規定する投資法人（同条第一項に規定する特定資産が不動産であるものに限る。以下「投資法人」という。）であって、中長期的に、その業況が回復し、かつ、その事業が発展することが見込まれるもの又はその資金繰りが改善し、かつ、経営が安定することが見込まれるものへの資金の供与を目的とする、株式会社日本政策金融公庫の危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定める省令（平成二十年財務省農林水産省経済産業省令第二号）附則第二項に規定する信託業務を営む金融機関

（利子補給金の支給に関する事項）

第四条　利子補給金の支給（法第十一条第三項に規定する利子補給金の支給をいう。以下同じ。）については、指定金融機関が次に定めるところにより行う危機対応業務のために実施するものとする。

一　利子補給金の支給の対象は、平成二十三年三月三十一日までに行われる貸付けであって、次に掲げるものとする。

イ　前条第一号及び第二号に掲げる者を対象とする設備資金等に係る特定資金の貸付け

ロ　前条第四号に掲げる者のうち中堅企業（資本金十億円未満の法人（法別表第一第十四号の中欄に掲げる者及び令第四条第二号イからリまでに掲げる者（以下「組合」という。）並びに特別目的会社を除く。）及び資本金十億円以上の法人であって同号ヌに掲げる者をいう。以下同じ。）及び大企業（中堅企業及び中小企業者等以外の法人をいう。以下同じ。）を対象とする設備資金等に係る特定資金の貸付け（損害担保取引（法第十一条第二項第二号に規定する補てんをいう。以下同じ。）を実施しないものに限る。）

二　利子補給金の利子補給率は、年〇・五パーセントとする。

三　利子補給金の支給期間は、当該利子補給金の支給対象となる特定資金の貸付けの日から二年間とする。

（ツーステップ・ローンに関する事項）

第五条　ツーステップ・ローン（法第十一条第二項第一号に規定する資金の貸付けをいう。以下同じ。）については、第三条第一号から第八号までに掲げる者を対象として指定金融機関が次に定めるところにより行う危機対応業務のために実施するものとする。

一　第三条第一号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、その限度額は三億円とし、同時期に株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）が実施する金融環境変化対応資金と同条件（ただし、金利についてはこの限りでなく、制度の趣旨にかんがみ、適切に定めるものとする。）の貸付け等に限るものとする。

二　第三条第二号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、その限度額は七億二千万円とし、同時期に公庫が実施する経営環境変化対応資金と同条件（ただし、金利についてはこの限りでなく、制度の趣旨にかんがみ、適切に定めるものとする。）の貸付け等に限るものとする。

三　第三条第一号及び第二号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、同条第一号及び第二号に掲げる者が一定の経済的な利益を得ることができ、かつ新規の特定資金の貸付け等を伴う場合に限り、当該特定資金の貸付け等に係る資金をもって当該指定金融機関の既存の債権（当該指定金融機関が既に行った特定資金の貸付け等に係る債権及び償還期限が一年未満の債権を除く。）の弁済に充てることができるものとする。この場合において、当該特定資金の貸付け等を損害担保取引の対象とすることはできないものとする。

四　第三条第三号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、その限度額は一億五千万円とし、同時期に公庫が実施する取引企業倒産対応資金と同条件（ただし、金利についてはこの限りでなく、制度の趣旨にかんがみ、適切に定めるものとする。）の貸付け等に限るものとする。

五　第三条第四号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等（短期社債の取得を除く。）については、他の金融機関等と協調して実施するものとする。ただし、対象とすべき事案の性質にかんがみ、他の金融機関等が貸付け等を行うことに支障がある場合はこの限りでない。

六　前号に定める特定資金の貸付け等のうち、円滑な資金供給を行うことを目的として、協働して貸付け等に取り組むこととした他の金融機関からの申込みに基づいて実施するものについては、次に掲げるすべての要件を満たす場合に行うことができる。

イ　指定金融機関が協働して貸付け等に取り組む金融機関については、指定金融機関が、あらかじめ業務の実施体制及び実施方法を確認し、協働して取り組む旨を公表したものであること。

ロ　当該金融機関が支援する者を対象とする特定資金の貸付け等であって、当該金融機関からの新たな貸付け等の金額が特定資金の貸付け等の金額以上であること。

七　第五号に定める特定資金の貸付け等のうち、コミットメント・ライン契約（一定の期間及び貸付けの極度額の限度内において、当事者の一方の意思表示により当事者間の一方を借主として金銭を目的とする消費貸借を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与する契約をいう。以下同じ。）を締結して行う場合においては、コミットメント・ライン契約は次に掲げるすべての要件を満たすものでなければならないものとする。

イ　他の金融機関等と既に、又は同時に締結したコミットメント・ライン契約を補完することを目的とし、かつ、当該他の金融機関等が当該コミットメント・ライン契約に基づいて原則として極度額まで貸付け等を行い、又は行っている場合に限り貸付けを行うこととするものであること。

ロ　極度額は五百億円を、契約期間（当事者の一方の意思表示により当事者間において当事者の一方を借主として金銭を目的とする消費貸借を成立させることができる一定の期間をいう。）は一年を、それぞれ超えないこと。

八　第五号に定める特定資金の貸付け等のうち、社債（短期社債を除く。）の取得については、社債の発行条件、発行者の信用力等を勘案し、適当と認められる場合において、その募集額の一部に係る応募により取得するものとする。

九　第三条第五号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、償還期限が五年以上二十年以下の貸付けとするものとする。

十　第三条第六号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、当該大企業に、資金繰り等が悪化している関連事業者への資金融通を行わせることを目的として実施するものとする。

十一　第三条第七号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、格付が一定格以上の短期社債の取得であって、公庫からの信用供与に係る金利に指定金融機関の経費率等を上乗せした金利を取得金利の下限とする短期社債ディーラー経由オークション方式等によるものとする。

十二　第三条第八号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、償還期限が三年以内の資金の貸付けであって、元利金の支払いについて劣後的内容を有する特約が付された金銭の消費貸借によるものに限るものとし、当該者に、一時的に資金繰りが悪化している金融商品取引法第二十四条第一項第一号に掲げる有価証券の発行者である投資法人への資金融通を行わせることを目的として、次に掲げるいずれかの要件に該当する場合に限り行うことができるものとする。

イ　投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十七項に規定する投資法人債等の償還（同項に規定する投資法人債等（平成二十一年八月三十一日以後に償還期限が到来するものに限る。）の償還を目的とした借入金の償還を含む。）の場合

ロ　金融機関の破綻等により貸付けが受けられない場合

ハ　投資法人同士の合併に必要となる資金の調達ができない場合